

有限会社 常松建設 一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため次のよう
に行動計画を策定する。

1. 行動計画 令和7年4月16日～令和10年4月15日

2. 内容

目標1：毎年、育児・介護休業法の改正に伴う改正点や雇用保険法や労働基準法など諸法令
にかかる諸制度について自社の利用状況、取組の成果等を把握し、周知する。
併せて改善点がないか検討する。

〈対策〉

各年4月 制度の利用状況、取組の成果について現状を把握し周知する。

各年4月 問題点や改善点の有無について検討。

（問題点があった場合）改善のための取組を検討し、実施する。

目標2：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間12日以上とする。

〈対策〉

令和7年 4月 ～ 年次有給休暇の取得状況を把握する。

令和7年 12月 ～ 申し出があった場合には、職員間の連携を図り、休暇を取得しやすい職場
環境づくりを目指す。

各年6月 社内回覧板等で有給休暇取得促進キャンペーンを行う。